

高知県原油価格高騰対策設備投資支援事業費補助金 Q&A (4/3時点)

(ア) 補助対象者について

○高知県内に主たる事業所（工場等）を有する製造業を営む中小企業者であって、原油価格や物価高騰等により経済的な影響を受けた者とします。		
No.	質問	回答
1	製造業を営んでいることはどのように確認しますか。	○提出いただく履歴事項等全部証明書に「製造」や「加工」という記載があること、申請書の別紙1 補助事業計画書の業種記入欄や別紙2の(3)②の生産フロー図において、製造や加工の工程が含まれていることなどで確認します。
2	売上高等の減少は事業者全体か、補助事業に取り組む部門だけでよいですか。	○部門や事業別の売上高減少ではなく、事業者の全体で確認します。
3	県税の徴収猶予中ですが、申請できますか。	○徴収猶予中の方も申請できます。 ○徴収猶予中であることは納税証明書に記載されますので、納税証明書を提出してください。

(イ) 補助要件・補助補助対象事業について

No.	質問	回答
1	省エネ要件について、エネルギー使用量の削減は事業所全体で10%以上の効果が出ればよいですか。	<p>○事業所全体でなく、導入設備単体で10%以上のエネルギー使用量削減が必要となります。</p> <p>○ただし、キュービクルについては、生産工程を含む事業所全体で10%以上の使用量削減が認められれば対象となります。</p>
2	エネルギー使用量の削減は、どのように求めますか。	<p>○既存設備と導入予定設備の、更新前後のエネルギー使用量の差分で求めます。</p> <p>(例：電力削減の場合)</p> <p>既存設備エネルギー使用量(kWh/年) - 導入予定設備エネルギー使用量(kWh/年) = エネルギー削減量(kWh/年)</p> <p>※詳細の計算方法については、こちらをご覧ください。</p>
3	既存設備の廃棄証明書は必要ですか。	○必要ありません。
4	消費電力等はどのように確認すればよいですか。	○メーカーへ直接確認いただくか、メーカーが発行するカタログや仕様書で確認してください。
5	既存設備の消費電力等がカタログ等で確認できない場合はどうしたらよいですか。	○設備導入前後でのエネルギー量の削減効果が確認できないため、補助対象とはなりません。
6	生産量が増加する予定がある場合、省エネルギーの効果はどのように算出すればよいですか。	○増加量を反映せず、導入前の生産量によりエネルギー使用量を計算してください。
7	エネルギー使用量削減で用いる原油換算とはどのように計算したらよいですか。	<p>○以下の無料診断ツールで求めることができます。</p> <p>・省エネ・節電ポータルサイトのセルフ診断ツール</p> <p>https://www.shindan-net.jp/selfcheck/</p> <p>なお、省エネ・節電ポータルサイトのセルフ診断ツールで換算した場合は、計算結果がわかる部分を印刷して申請書に添付してください。</p>

8	エネルギー使用量の算出において、電力換算と原油換算どちらを選択すればよいですか。	<input type="radio"/> 更新前後の設備が電力を使用する場合は電力換算で申請してください。 <input type="radio"/> その他（ガス、灯油等）場合については、原油換算を原則とします。
9	コンプレッサは補助対象となりますか。	<input type="radio"/> 補助対象となります。

(ウ) 補助対象経費について

No.	質問	回答
1	どのような設備（機械装置）が補助対象となりますか。	○生産工程において使用する機械装置が補助対象です。 公募要領2ページに具体例として工作機械やプレス機械、高性能ボイラ、冷凍冷蔵設備等の補助対象設備を列記していますが、これらにあてはまらない生産設備であっても、更新前と比較して、10%以上の省エネ削減効果が見込まれる設備は補助対象となります。
2	生産工程とはどこからどこまでを指しますか。	○原材料が加工されて製品になるまでの生産活動の進行過程を指します。 具体的には、原材料等が工場等に運び込まれてから、工場内の加工や組立等の工程を経て、最終製品として出荷されるまでを指します。
3	本店は高知県内ですが、県外の製造拠点に設置する場合は補助対象になりますか。	○補助対象となりません
4	すでに購入(契約)しているものも補助対象となりますか。	○補助対象となりません。交付決定日以降に発注・契約したものが補助対象となります。
5	中古品やリース資産は補助対象となりますか。	○補助対象となりません。
6	更新前の設備の撤去費や処分にかかる費用は補助対象となりますか。	○補助対象となりません。
7	機械を設置する際の送料や工事費は補助対象となりますか。	○補助対象となります。
8	故障破損などの保証料も補助対象となりますか。	○補助対象となりません。
9	割賦契約やクレジットカードでの支払の場合も補助対象となりますか。	○経費の支払いは銀行振込みのみ認めています。 割賦契約の場合は、事業実施期間終了日までに支払を終え、かつ納品が終えている場合は補助対象となります。 ○クレジットカード払いについては補助対象となりません。
10	申請可能な設備を具体的に教えてください。	○対象設備の指定は行っていません。 生産工程に使用する設備で、公募要領の要件を満たす設備は対象となります。
11	フォークリフトは補助対象となりますか。	○事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないものおよび税

		法上の車両及び運搬具に 該当しないものについては、対象となります。
12	天井クレーン・コンベアは補助対象となりますか。	○生産工程のみで使用する場合は補助対象となります。
13	EMS（エネルギーマネジメントシステム※）の導入費も補助対象となりますか。	○受変電設備やキュービクル式高圧受電設備等に付随する場合は補助対象となります。
14	自社と資本関係にあるグループ会社から調達する機械装置については対象外とありますが、資本関係にあるグループ会社とはどういったものを指しますか。	○会社法上の「親会社」と「子会社」の関係にある会社同士を指します。
15	補助金を活用して導入した機械装置（既存設備）の更新を予定していますが、補助対象となりますか。	○本補助金の要件を満たしている場合は補助対象となりますが、既存設備の処分時に、財産処分（収益納付）の対象となる可能性がありますので、補助金支給元への事前確認をお願いします。
16	工場内排気（廃熱）設備等の更新は対象となりますか。	○生産工程に含まれるもの（生産ライン等が稼働している間のみ稼働するもの）は対象となります。工場内全体の換気設備等は対象となりません。

(工) 申請・審査について

No.	質問	回答
1	他の補助金との併用はできますか。	○国や県、市町村等が実施する他の補助金と同一の補助対象経費について重複受給はできません。 ※市町村等による本補助金への継ぎ足し補助金は、同一の補助対象経費についても重複受給可能です。
2	複数の申請はできますか。	○同一募集で複数での申請はできません。 ただし、 <u>同一募集であっても、複数の生産設備をまとめて1つの申請書に記載いただくことは可能です。</u> その場合は交付申請書の別紙2((4)をのぞく)を生産設備ごとに作成してください。
3	複数の支店があるが、支店ごとに申請はできますか。	○法人登記や開業届を行っている事業者単位で1事業者あたり申請1件となります。本社の住所、代表者名で申請してください。
4	申請フォーム以外の申請方法はありますか。	○ありません。
5	申請時に全ての見積りが必要ですか。	○経費の妥当性も審査するため、全ての生産設備の見積書が必要です。
6	申請時に添付する見積書は1社でよいですか。	○ <u>原則2社以上の見積りが必要となります。(特許性等があり、客観的に複数見積りが取得できない場合は選定理由書で可)</u> また、 <u>やむ負えず見積書が間に合わない場合は、申請時には、1つの生産設備につき、1社の見積書があれば、申請は可とします。ただし、その場合は交付決定時まで、相見積り提出が必要となります。</u>
7	採択は申請の受付順ですか。 早く申請した方が有利になりますか。 採択審査はどのように実施されるのでしょうか。	○受付順ではありません。外部有識者等によって申請内容等を審査のうえ、予算の範囲内で採択します。
8	公募開始前で見積書は有効となりますか。	○納品日が補助対象期間内のものは対象となります。

(オ) 補助事業の実施（交付決定から補助金受領まで）について

No.	質問	回答
1	交付決定後に辞退をすることはできますか。	○中止・廃止申請書を提出していただくことで、辞退することはできます。
2	申請の内容は途中で変更できますか。	○事前に変更申請書を提出し、変更承認を得てください。ただし、交付決定額を超えて増額する変更はできませんので、ご注意ください。
3	申請した事業は途中で中止できますか。	○中止することは可能です。ただし、事前に「中止・廃止申請書」を提出し、承認を得ることが必要です。
4	令和6年1月31日までに事業が完了できそうにない場合、延長（事業実施期間の変更）はできますか。	○延長はできませんので、期限内に支払まで完了してください。 ○明らかに完了できないことがわかった場合、事務局に連絡のうえ、中止・廃止申請書を提出していただくこととなります。
5	設備の納期が事業終了（令和6年1月31日）までに間に合わない場合はどうしたらよいですか。	○事業終了までに導入・支払いが終わっていない場合は補助対象外となりますので、納期等に余裕を持って申請してください。 ○事業終了までに設備の納期が間に合わないと見込まれる場合は、すみやかに事務局にご連絡ください。
6	現地調査を行うことはありますか。	○必要に応じて現地調査を実施する場合があります。